戦没者の遺族に「特別弔慰金」

政府では終戦二十周年にあたり、戦没者の遺族へ「特別弔慰金」を支給することになりました。

この特別弔慰金をうけられるひとは①遺族援護法の弔慰金をうけたひとで、昭和四十年四月一日現在、遺族のだれもが公務扶助料、遺族年金、遺族給与金などをうけていないひと②弔慰金をうけたひとが、昭和四十年三月三十一日までになくなっているばあいで、戦没者に子どものあるときはその子どもに限り支給されます。

次にかかげるものは、権利がありません。

①昭和四十年四月一日現在で、日本の国籍を失っているとき。

②昭和四十年四月一日現在で弔慰金をうけた遺族が死亡しているとき。

③離縁によって戦没者との親族関係が終了しているとき。

④昭和二十七年三月三十一日以前に遺族以外のものと婚姻し、弔慰金をうけた当時、ほかに遺族（子父母、兄弟など）があつたときなど。

特別弔慰金の額は、死亡したひと一人につき無利子の記名国債三万円で、国債の償還は、昭和四十一年から毎年六月十五日に、三千円づつ十年間に希望する郵便局で支払われます。

請求の受け付けは、昭和四十年七月一日から福祉事務所で行なっていますが、昭和四十三年五月三十一日までに請求しないと時効になります。

福祉事務所ではこのための巡回相談を次のように行ないます。

○9月1、2日福祉事務所
吉原、伝法、今泉地区
○9月3日大淵支所
大淵地区
○9月6日元吉原支所
元吉原地区
○9月7日須津支所
須津地区
○9月8日吉永支所
吉永地区
○9月9日原田支所
原田地区
（時間は9時—3時）

※おたずねは福祉事務所へ

銀座通りなど駐車禁止

県公安委員会では七月二十日から和田町銀座通り、昭和通りなど、市内の四カ所を駐車禁止にしました。禁止時間は午前八時から午後八時までです。

指定された場所は次のとおりです。

○大和町交差点（石橋種子屋前）から二級国道吉原大月線交差点＝昭和通り、宮川町までの約九〇〇㍍。

○中村製紙前交差点から市役所裏西側交差点、オリオン座前までの約三〇〇㍍。

○宮町（八木商店前）から大和町交差点（牛屋前）までの約二〇〇㍍。

○和田町銀座通りの約三九〇㍍。

◆もし、ここは駐車禁止になっていますよ……（宮町で）

計量器の定期検査

商工課では、昭和四十年度の計量器定期検査を九月十三日から十月二日まで行ないます。

▽9月13日（市体育館）
東本通り一、二、三、依田原一、二、三、四、八代町、津田、荒田島一、二、日産、春日町、青島新通り、緑町

▽9月14日（市体育館）
石坂、東国窪、西国窪、南町、錦町、新追町、西仲町、伝馬町

▽9月15日（市体育館）
宮川町、日吉町一、二、三、昭和通り、住吉町、幸町、西本通り

▽9月16日（市体育館）
本町一、二、三、四、宮町、大和町、広見町一、二、三、四、五、六、七

▽9月17日（伝法小学校）
倉木、片宿、中桁、田端、上日野、下日野、小泉、水生野、伝法町一、二、三

▽9月18日（伝法小学校）
千代田町、中村町、上中町、長者町、三日市、宮の上

▽9月20日（今泉農協）
田宿、御殿、吹上、寺市場、市場、一の宮、立小路、依田橋、栄町、富士見町、新橋

▽9月21日（今泉農協）
水の上、鍛冶町一、二、三、駿河台、泉町、緑ケ丘、仲町一、二、和田町一、二、上和田町一、二

▽9月22日（原田農協）
木の宮

▽9月24日（原田支所管内）

▽9月25日（須津農協）
須津支所管内

▽9月27日（西船津共同作業所）
浮島一、二、三

▽9月28日（元吉原支所）
元吉原支所管内

▽9月29、30日、10月1日
所在場所検査

▽10月2日（体育館）
指定日に受検できなかつた方

※時間はいづれも午前9時から午後2時まで。西船津共同作業所は午前9時から正午まで

本番さながら
潤井川で水防演習

台風シーズンをまえにこのほど吉原市水防組の演習が、潤井川左岸潤井川橋下流で、斉藤滋与史「御前崎南端一〇〇キロに達した台風は、毎時二五キロの速さで北々東に進行中、このため富士山ろく一帯は豪雨となり、潤井川は警戒水位に達しなお増水している……」という想定で行なわれ、斉藤水防長の作業命令で組員は土俵づみ作業、むしろ張り作業、立じやかご作業、振り投げ作業、積み土作業を炎暑ものかわとばかり、見学の市民に披ろうしました。

この水防演習は、毎年同組が水防技術と警備体制を強化しようと行なっているもので、ことしは水防長、山本真夫水防組頭ら組員約一〇五名が出動して、本番さながらの見事な作業ぶりをみせました。

写真は土俵づみ作業をする組員

予防接種

百日咳・ジフテリア

衛生課では、百日咳ジフテリヤ混合予防接種を行ないます

◇該当者—昭和39年12月1日から昭和40年5月20日までに生れた乳幼児（三回接種）
昭昭38年12月1日から昭和39年5月31日までに生れた幼児（一回接種）

◇日程（）内は二、三回目
接種日
8月23日（9月13日、10月4日）＝東小学校、橘幼稚園、8月24日（9月14日、10月5日）＝吉永支所、原田支所、8月25日（9月15日、10月6日）＝元吉原幼稚園、鈴川公会堂、8月26日（9月16日、10月7日）＝大淵小学校、神戸小学校、8月27日（9月17日、10月8日）＝今泉小学校、伝法小学校、8月28日（9月18日、10月9日）
市立体育館、曙幼稚園

◇時間—いづれも午後2時から3時まで

◇料金—一回30円

衛生関係の標語募集

吉原環境衛生自治推進協会（吉原環自協）では、環境衛生の向上をはかるため標語を募集しています。

▽内容
環境衛生の諸問題で強く印象づけるもの（例＝蚊とハエを退治しよう等）

▽資格
吉原市内の一般居住者または小・中学生

▽応募方法
ハガキに住所、氏名（ふりがな）年令、職業（小・中学生は所属学校、学年）を記入

▽しめ切り
昭和40年9月20日

▽送り先き
吉原市役所衛生課内吉原環自協事務局

▽入選者
賞状のほか賞金または記念品がおくられる

▽発表
当紙10月5日号で行なう

※入賞作品は吉原環自協の専用標語として使う

身障・戦傷者無料相談

福祉事務所では〝身体障害者と戦傷病者の無料診査更生相談〟を次のように開設します。

◇とき—9月3日午前9時から午後3時まで

◇ところ—市民会館

◇該当者
・眼が悪く日常生活に不自由な方
・耳が悪く補聴器を必要とする方
・のどが悪く発声が自由にできない方
・身体の各部で承続する障害のある方
・身体障害手帳の交付申請をしたい方
・重度障害で障害年金の申請をしたい方

※身体障害者手帳をおもちの方は　ご持参ください。また、歩行の不自由な方は必ず家族の方がご同伴ください

郵便モニター
静岡の野崎さんら

郵便貯金の目付役として取り扱い上の意見や要望、またサービスの向上などに一役かってもらう郵便貯金婦人モニターが次のようにきまりました。

野崎節子（静岡市三番町）
西田政子（浜松市広沢町）
岡実子（清水市住吉町）
赤松祐恵（磐田市西新町）
山下てい（小笠郡小笠町）

東町郵便局移転

吉原東町郵便局は、九月十三日から新橋製紙南側の新局舎で業務を行なう

七八月は

◇岳南二市一町合併研究委員会（13日）
各委員会（総務、建設、行政）の「岳南二市一町の合併関係について」協議

◇全員協議会（13日）
「東海道線準急行廃止反対に関する決議について」協議

◇岳南二市一町合併研究総務委員会（16日）
「総務委員会所管事項中協議を整うべき問題について」協議

◇全員協議会（20日）
「火葬場について」ほか3件協議

◇岳南二市一町合併促進協議会「行政委員会」（23日）
建設委員出席「新市の行政機構について」ほか3件協議

◇行政視察者来訪（26日）
「新都市建設計画主要事業について」協議

◇富士地区農業委員会協議会臨時総会（8月10日）
議長出席「昭和39年度事業報告及び収支決算承認について」ほか1件協議

◇行政視察者来訪（8月12日）
沖縄石垣市議会議員三名が「須津農業構造改善事業を視察」

◇岳南食肉センター組合会議（8月18日）
関係議員出席「議長副議長の選出」ほか3件協議

◇岳南二市一町合併研究委員会（8月6日）
「大昭和野球応援の謝意について」ほか一件協議

◇岳南二市一町合併研究建設委員会（8月6日）
「議会議員の任期及び定数について」ほか9件協議

◇議会運営委員会（8月3日）
「火葬場について」協議

◇議会臨時総会（8月31日午前10時から午後3時まで）
川之江市議会議員五名が「都市合併の準備と問題点について視察」

◇岳南二市一町合併促進協議会（29日）
「議会議員の任期及び定数について」ほか9件協議

◇議会運営委員会（8月3日）
「大昭和野球応援の謝意について」ほか一件協議

◇岳南二市一町合併研究建設委員会（8月6日）
「新都市建設計画主要事業について」協議

◇富士地区農業委員会協議会臨時総会（8月10日）

市民会館だより

⊙人権無料相談—8月31日午前10時から午後3時まで、第二集会室

⊙身体障害巡回診査更生相談—9月3日。午前9時から午後4時まで。第一第二集会室

⊙江利チエミショー—9月3日。第一部午後2時30分から5時まで。第二部午後6時30分から9時まで。大ホール

⊙婦人教室—9月6日。午前9時から午後3時まで第一集会室

⊙生活学校—9月8日。午前9時から正午まで。第一集会室

こちらは市役所です 8

福祉事務所

市民みなさんの身の上相談、生活援護、青少年の健全育成など、福祉生活の向上をつかさどっているのが、加藤勝所長以下六四名で構成されている福祉事務所です。

保護係は、身体障害者精神薄弱者などの生活相談、生活援護などをおこなっています。そのほかこの係では老人の援護、老人ホームの入所手続き老人家庭奉仕員の派遣などの事務をあつかっています。

青少年保護育成室、少年相談所を設け、満十八才未満の児童に関する相談を受けもっているのが児童係です。また母子世帯の援護や指導、児童扶養手当、重度精神薄弱児扶養手当の給付、保育園の運営などの事務もこの係りがおこなっています

世の中の困っているひとを助けようと毎年共同募金運動が展開されますが、この運動をおし進めているのが社会係です。また老人講座を開き、老人クラブの運営や指導にあたっているのもこの係りです。そのほか戦没者の慰霊祭や叙勲の伝達、世帯更生資金の貸付、旧軍属の恩給に関することの献血運動の推進などの業務もおこなっています。

事務関係をうけもつ庶務係の主な業務は、無料人権身の上相談所の開設公益質屋の運営、福祉施設の給食事務などです。

※電話は、社会係が内線67番、保護係が内線68番庶務係が内線69番、児童係が内線70番。

写真は戦没者慰霊祭の一コマ

今月の納税

県市民税第2期
保険税第5期